

国際バカロレア教育導入・実践の歩み
—国内固有の課題に即して—
Middle Years Programme (MYP) 編

令和7年3月

作成：文部科学省 IB 教育推進コンソーシアム

※本資料は、令和6年度文部科学省委託事業「国際バカロレアに関する国内推進体制の整備事業」により作成したものです。

※本資料の内容は、執筆者である IB 教育アドバイザーの視点に基づき、執筆時点ならびに事例発生当時に得られた情報をもとに作成しています。そのため、現行の規定や運用と相違が生じている場合があります。最新情報については、必ず国際バカロレア機構の公式資料または国際バカロレア機構の職員に御確認ください。

国際バカロレア教育導入・実践の歩み（目次）

第1章 認定までのプロセス

第2章 コーディネーターの役割と教員の育成

第3章 費用

第4章 カリキュラム編成例

第5章 学内外コミュニティとの連携

第6章 リソース

第7章 評価

第8章 認定後に必要なプロセス

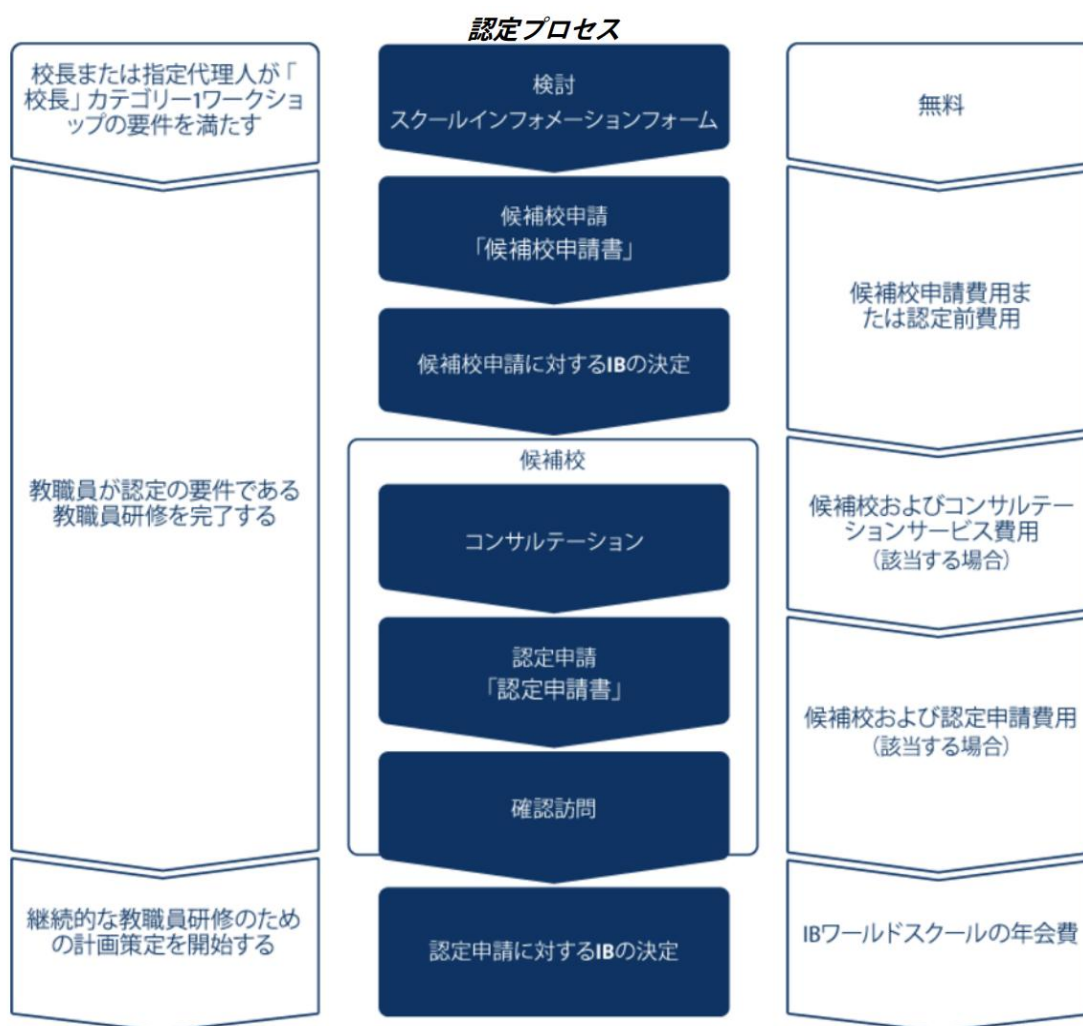
第9章 情報収集の仕方

第1章 認定までのプロセス

1. はじめに

本章では、国際バカロレア機構（IBO）のホームページや公表資料を参照し、Middle Years Programme（MYP）に認定されるまでのプロセスを記載しています。認定を目指す場合は、必ず IBO の公式資料にて最新の情報を確認してください。

以下は、『学校のための認定ガイド』（2022年3月発行の英語原本『Guide to school authorization』の日本語版2022年12月発行）2ページに記載されている認定プロセスのモデル図です。このプロセスに従ってこの章を進めます。



1-1. 申請の上で大事な点

申請を始める段階において、IBO が求める全ての要件に必ずしも準拠している必要はありません。候補校申請書 (AFC: Application for Candidacy) および申請時に作成するアクションプラン (後述) に沿って、認定に向けたプロセスが進んでいくこととなりますが、そのプロセスの中で徐々に改善していく姿勢が求められます。IBO も、各学校の事情を尊重した上で、協力して認定を目指す支援体制を整備しています。

候補校になると、各候補校に IBO から派遣されるコンサルタントが担当として就きます。コンサルタントは IB の導入を目指す学校が認定を受けられるよう、当該学校と一緒に認定を目指していく IB の専門家です。コンサルタントからの助言を受けながら、MYP を試し、コンサルタントと協働してアクションプランを組み立て、IB の要件に合った実施をしていくことで、認定を受けられる仕組みになっています。アクションプランの作成に際しては、学校内の関係者の調整が不可欠となりますので、事前に MYP コーディネーター (この時点ではまだワークショップを受講している必要はありません) を中心とした IB 認定に向けたチームを形成していくことが重要です (MYP コーディネーターの役割は第 2 章を参照)。また、IBO は、各学校の教育理念を重視しますので、この機会にしっかりとした教育理念を持って IB 教育に携わっていくという認識を、学内で共有することが必要となります。

なお、IBO は、これから IB の導入を目指す学校の参考にするため、関係文書の一部を日本語に翻訳し、「[Resources for Schools in Japan](#)」としてウェブサイトで公表しています。各種手続きの書類をはじめ、各科目ガイドなども日本語に翻訳されていますので、学校の管理者や教員の皆さまは是非ご覧ください。

1-2. スクールインフォメーションフォームの提出

スクールインフォメーションフォームの提出は IB 認定に向けた関心校の最初のステップです。IBO のウェブページ、「[Become an IB World School](#)」にアクセスすると下図の画面が確認できます。

Become an IB World School

Become an IB school

How to become an IB World School

Become an IB World School

The authorization process

Fees and services

Moving forward as an IB World School

Useful resources

How the IB World Schools Department can help your school

IB Publishing

Are you ready to start the process of becoming an IB World School and joining our vibrant global community of over 5,000 schools across 160 countries?

We invite you to express your interest in becoming an IB World School or simply requesting more information about IB education.

By filling out the form below you can either start your journey to become an IB World School, or simply request more information about the benefits of an IB education.

To find out more about how we use your data please review our [privacy policy](#).

Contact Details

Salutation *
Please select.

First Name *
Last Name *

School/Organisation *

Position/ Role *
Please select.

Email *

Country/ Territory *
Please select.

Programme of Interest *
Please select.
Primary Years Programme (PYP)
Middle Years Programme (MYP)
Diploma Programme (DP)

School Details

City *
Postal Code *

Website

入力する内容は、学校名や校長名、住所などの基本的な情報で、オンラインで提出します。提出は無料です。スクールインフォメーションフォームは、今後その学校が認定校を目指す可能性（興味を持っている旨）を IBO に示すものです。スクールインフォメーションの登録を受けて、IBO から学校に対して IB 関連文書が送付されてきます。

※スクールインフォメーションフォームをはじめ、IBO へ提出する書類は全て英語で記載します。

1-3. 候補校申請書の提出

学校は、IBO に候補校申請に必要な書類を提出し、受理されると、候補校となることができます。候補校申請を行う前に学校の管理者（IB 導入の責任者で、多くの場合は校長または教頭）は、MYP のワークショップ（Administrator 対象）を受講する必要があります。

候補校申請書は、指定された様式の「Application for candidacy」と各種添付資料で構成されます。候補校申請の際に必要な添付資料は、以下の4つです。

- ①アクションプラン
- ②学校の法的位置付けを示す書類
- ③管理団体からの財政援助を証明する書類
- ④組織図

候補校申請書は全て英語で作成する必要があります。「②学校の法的位置付けを示す書類」についてのみ、翻訳証明書（外部に翻訳を委託したことが分かる資料）が必要ですが、他の書類は学校内部で翻訳可能です。

①アクションプラン

アクションプランは認定に向けたプロセスの基準となる資料です。「プログラムの基準と実践要綱（Programme Standards and Practices）」の基準に基づいて、現在の取組や今後の見通しなどを記載します。

候補校申請書の提出時点で、全ての項目に対応している必要はなく、これから検討・準備するという項目があっても構いません。まずは、しっかりと学校の現状に合わせて、アクションプランを作成して提出することが大事であり、提出後、コンサルタントとのやり取りを通して改善を図っていきます。

アクションプランの様式は特に決まっていますが、次ページの例のような表を用いて作成しておく、MY School（申請書類の提出・IBO からの指摘事項の受領・学校と IBO のやり取りを行う公式オンラインシステムで、認定プロセス全体を通じて使用）のポータルサイトに入力したり、アップロードしたりしやすいです。詳細は、コンサルタントが決まってから相談してください。なお、アクションプランは英文による作成が必須となります。

②学校の法的位置づけを説明する書類

公立校であれば、都道府県や市町村の学校設置条例、国立大学附属学校であれば、国立大学法人法（法人化される前に設立された場合）または大学の設立に関する官報（国立大学法人化された後に設立された場合）、私立校であれば、設置認可書類、登記簿等の翻訳を外部に委託し、翻訳証明書を付して提出します（認定プロセスにおいて、外部の正式翻

訳を必要とするものは、この文書だけです)。

③管理団体からの財政援助を証明する旨の書類

法人の理事長名等での英文レターを提出します。英文のレターは、インターネット検索で出てくる一般的な英文の手紙等の非常にシンプルなものではありません。参考までに記載例を掲載します。

To the International Baccalaureate Organisation,

(理事会、都道府県名、大学名等) is committed to financially support the implementation of International Baccalaureate Middle Years Programme at Monka School.

September 20th, 2016

(理事長名、都道府県知事名、学長名等)
(役職名)
(組織名、都道府県名等)

④組織図

学校の組織図の英語版を作成して提出します。組織図には、MYP コーディネーターの位置付けを示す必要があります。(ただし、候補校になった後、組織図の作成に関しては、コンサルタントに相談しながら改定することができますので、この段階では、既に存在する学校の組織図に、コーディネーターが明記してあるものであれば問題ありません)

1-4. 候補校申請書の検討

学校が提出した候補校申請書は、IBO の担当者が内容を確認し、問題がなければ、候補校として通知されます。なお、候補校認定後、学校は My IB および IBIS (International Baccalaureate Information System) のログインに必要なパスワードなどが与えられることにより、以後これらのページに自由にアクセスできるようになります。

1-5. 候補校期間 (MYP の実践) 開始・コンサルタントの決定

MYP 候補校の特徴は、MYP の実践を行うことです。これは、DP の候補校とは異なる部分であるため、先に DP の認定を受けている学校や、DP 認定校の関係者からそのプロセスについて助言を得ている場合には注意が必要です。

候補校になると IBO からコンサルタントが配置されます。候補校期間は、最短で1年間程度ですが、MYP の場合には、候補校期間中にも認定校と同じように実践を行うことができるため、急いで認定を受けようとする必要は必ずしもありません。

1-6. 候補校期間中の実践

候補校期間中の実践は、コンサルタントに相談をしながら進めていくこととなります。特にMYPの場合には、実践を行うため、どの準備をいつまでに行い、MYP候補校としてどの程度の実践をしていくか、検討していく必要があります。

候補校期間開始の段階で全ての実践ができる必要はありません。例えば1年目は、最高学年にパーソナル・プロジェクト（以下「PP」とする）をMYPの要件通りにできない場合が多いですが、これは、PPがMYPの集大成であるという性質からも、当然のことです。コンサルタントに相談しながら、どの時期にどのような実践をしていくのか、アクションプランに記載し、その実践を振り返り、改良しながらIBの要件に合う実践ができるようになることが望ましいです。

コンサルタントとのやりとりは、原則、MYPコーディネーターが、メール（実際には、メールでのやりとりではなく、「ベースキャンプ」というIBOから提供されるプラットフォーム上で行います）、またはオンライン会議システムを用いて行います。コンサルタントの支援時間は、年間20時間程度と定められていますが、コーディネーターは、どのような支援を受ける必要があるのか、コンサルタントと協議し、進めていくことが重要になります。

1-7. コンサルテーション訪問

候補校期間中に、コンサルタントは、学校を訪問し、直接的な評価を行うとともに、フィードバックを行う必要があります。これをコンサルテーション・ビジット（コンサルテーション訪問）と言います。

この訪問は、候補校期間の中盤から後半にかけて行われる場合が多いですが、決められた訪問時期はありません。実際に、コンサルタントと協議をして、実施日を決めることとなります。

訪問は、原則2日間で、確認訪問と似たアジェンダを組むことが一般的です。コーディネーターはもちろんですが、管理職、全ての教科の教員、生徒、保護者が面談可能な日を候補に挙げるのが望ましいです。訪問のための費用は、国内交通費および宿泊費、食費は学校の負担となります。食費等に関するIBの規定はないため、学校でできることをコンサルタントに伝え、コンサルタントと協議を進めて支払い方法等を決定していきます。

コンサルタント訪問の結果は、コンサルテーションレポートとして学校に通知されます。コンサルテーションレポートは、項目ごとに3段階（良い、普通、もう少し等のイメージ）の評価が付されます（ただし、この時点で全てが「良い」評価である必要はなく、「普通」「もう少し」といった評価を受ける場合もあります）。この評価を基に、残りの候補校期間のアクションプランを組んで、引き続きコンサルタントからの支援を受けます。

1-8. 認定申請書の提出

前述のコンサルタント訪問を経て、何度かやり取りを行った後、コンサルテーションレポートの各項目がおおよそ「良い」評価になったところで、コンサルタントから学校に、認定校申請書の提出の許可通知が送られます。通知を受けて1ヶ月以内に、学校は認定校

申請書を IBO に提出します。認定校申請は指定された様式の「Application for authorization」と各種添付資料で構成されます。内容は主に候補校申請時の資料を更新したものとなります。

また、MYP の認定校申請では、候補校期間に行っている MYP の実践の証拠（単元計画等）の提出を求められます。認定校申請の添付書類について何が必要か事前にコンサルタントと確認をしておくことを推奨します。

1-9. 認定校申請書の検討

学校が提出した認定校申請書は、IBO の担当者が内容を確認します。提出から 42 日以内に IBO から IB 認定校および候補校専用のオンラインプラットフォームである MY School にフィードバックがあります。

IBO からのフィードバックに基づき、必要な課題の解消が求められ、場合によっては課題を解消したことを示す資料の再提出を求められる場合があります。そして、おおよそ書類検討による問題点が解決した後、確認訪問の日程調整が行われます。

1-10. 確認訪問

訪問日程調整後、確認訪問団（通常 2 名）が学校を 2 日間訪問し、認定校となるための準備が整っているのか最終的な確認を行います。確認訪問団の訪問の際の国内交通費・宿泊費・食費は学校の負担となります。

なお、2 日間の訪問では、施設確認、所属の教育委員会など管理団体や教職員（校長、コーディネーター、各教員、図書館司書など）との面談、生徒および保護者との面談などが日程に組み込まれることになります。

1-11. 認定

確認訪問団の訪問後、レポートが My School に届きます。必要に応じて問題解決後、資料の再提出を求められる場合があります。特段問題がない場合は、認定の同意書が My School に届きます。この通知をもって、学校は IB 認定校となります。

1-12. 認定後の定期評価訪問

IB 認定校となった後も、学校は定期的に IBO の確認を受けます。5 年に一度実施される定期評価訪問がそれに当たります。学校側は定期評価訪問に係る費用を負担する必要があります。

1-13. 認定までの学校の宣伝

第 1 章では認定までのプロセスを説明しました。学校は認定までの過程で関心校→候補校→認定校と進んでいきますが、昨今、「IB 校を目指す」という文言を学校のホームページやパンフレットで掲載し、生徒募集を行うケースが散見されており、IBO が事態を懸念

しています。当然ながら、目指すことは認定を保証するものではなく、事態に遅延や決定的な変更が出た場合、不利益を被るのは生徒、保護者、そして学校です。そのことを念頭に、宣伝については慎重に行う必要があります。IBO では、スクールインフォメーションフォームを提出済みでIBプログラムの提供を検討している学校は、現在の学校関係者および関係当局に計画を通知することができます。ただし、学校関係者以外の方が目にする可能性のある公開ウェブサイト、広告、または学校資料では、IB または IB プログラムについて一切言及してはなりません。また、候補校について、宣伝用の定型文を作成しています。誤解を避けるためにも、今後はこれらの言い回しを活用してください。

候補校用

「〇〇学校」は、国際バカロレア (IB) ミドルイヤー・プログラムの候補校 (※) です。本校は、IB ワールドスクール (IB 認定校) としての認定に向けた申請段階にあります。IB ワールドスクールは、「質の高い、チャレンジに満ちた国際教育に信念をもって取り組む」という理念を共有する学校です。「〇〇学校」も、このような教育に取り組むことが、生徒にとって大切であると信じています。

※IB の「初等教育プログラム」(PYP)、「中等教育プログラム」(MYP)、「ディプロマ・プログラム」(DP) の3つのプログラム (および「IB キャリア関連サーティフィケート」) を実施することができるのは、IBO に認定された学校のみです。候補校であることは、IB ワールドスクールとして認定されることを保証するものではありません。IB および IB のプログラムの詳細については、[ウェブサイト](#)をご覧ください。

第2章 コーディネーターの役割と教員の育成

2-1. MYP コーディネーターについて

コーディネーターは、IBの導入を図る際に必要な役職であり、認定校になった後もIBの運営について最も重要な役割を果たします。コーディネーターはIBに係る全ての関係者（IBO、学校管理者、教員、生徒、保護者など）との間の連絡調整を担うことになります。IBOとのやり取りは全て英語で行われます。IBの教育理念について精通しているだけでなく、認定に向けたプロセス、カリキュラムの作成・評価等について十分に理解し、リーダーシップを発揮する必要があります。

コーディネーターは、教科担当の常勤教諭が務めるのが前提ですが、これは、他教員に対して指導的な立場に立つため、現場を熟知している教員が責任を担うのが望ましいとの理由からです。なお、コーディネーターになるためには、IBOが実施するコーディネーター対象のワークショップを、確認訪問までに受講する必要があります。

また、コーディネーターは前述の通り、IBOとの連絡調整はもちろん、校内の組織運営においても中心的立場になるため、持ち時数も考慮する必要があります。この際気を付けなければならないことは、IBOが定めている職責を実際に果たせるような人員配置を確実に行うことです。コーディネーター業務は片手間で行えるようなものではなく、高度な専門性が求められます。その点も含め、上述の通り持ち時数等も考慮する必要があることを管理職は理解しなければなりません。コーディネーターの業務実施に際する環境整備は努力義務ではなくプログラムの実施要件であることに注意することが必要です。

2-2. 教員の育成について

IB教員は、Teacher（教える者）というよりFacilitator（促す者）と表現されます。単に教壇から知識を伝達するのではなく、生徒間の議論を促し、アイデアを引き出すことが求められるからです。IB教員として認定されるためには、IBOが主催するワークショップに参加することが必要です。対面またはヴァーチャルの3日間のワークショップ（または2～4週間程度に渡るオンラインワークショップ）に参加すれば、IB教員として現場に立つことが可能ですが、教員は、科目ガイドが改訂されるタイミングで、その都度ワークショップに参加する必要があります。

また、プログラムを運営、実施していくために、コーディネーターを中心に管理職を含めて委員会を立ち上げる必要があります。

2-3. 教員の確保について

IB教員の養成のための動きも出てきています。現在、国内においてIB教員の養成に取り組んでいる大学は次の通りです。

- 岡山理科大学 IB教員養成プログラム
- 関西学院大学国際バカロレア（IB）教員養成プログラム
- 国際基督教大学（ICU）IB教員養成プログラム

- 聖隷クリストファー大学 国際バカロレア教員養成プログラム
- 玉川大学 IB（国際バカロレア）研究コース
- 筑波大学 教育学学位プログラム国際教育サブプログラム
- 東京学芸大学 国際バカロレア教員養成特別プログラム
- 都留文科大学 教養学部国際教育学科

上述の大学では、IB 教員認定証である IB Certificate in Teaching and Learning (IBCTL) というものを取得することができますが、どの認定証を取れるのかは大学によって異なります。必ずしも全ての大学で全ての IB プログラムの認定証を取れる訳ではありませんが、IB への理解という点では等しく深いものを持っていると期待されます。なお、一部大学院では IB Advanced Certificate in Teaching and Learning Research (IBACTLR) という認定証がありますがここでは割愛します。

文部科学省 IB 教育推進コンソーシアムでは、このような大学・大学院を含む大学関係者を対象に情報交換会を開催するなど、好事例が国内に広がっていくよう協力しています。

その上で、我が国の教員免許を持つ教員が IB 科目を教える場合は、上記のワークショップや IB 教員養成大学において IB 教員の資格を取得する方法がありますが、逆に外国人など我が国の教員免許を持たない人材を IB 教員として雇用する場合で、学習指導要領に位置付けられた教科・科目に対応する教科・科目を担当する場合は、我が国の教員免許が必要となります（なお、IB 科目を学校設定教科として実施する場合でも、その内容に最も近い科目の教員免許が必要です）。その際、是非活用いただきたいのが「特別免許状」制度です。社会人など 優れた知識・経験を持つ人材を対象に、都道府県教育委員会が授与することとなっています。特別免許状の活用についての詳細は、文部科学省あるいは各都道府県教育委員会の担当部署までお問合せください。特別免許状制度の詳細については、文部科学省ホームページを参照ください。

2-4. 研修について

ワークショップとは、IB における教員研修のことです。ワークショップの全てのセッションに参加すると、該当する研修参加認定証が授与されます。

通常、1つのワークショップ（対面またはヴァーチャル）は3日間にわたり実施されます。オンラインのワークショップは2～4週間程度となります。また、研修のレベル（参加者による IB の理解度）によってカテゴリー1～3があり、申し込み時に選択できますので状況に合ったものを選ぶことができます。

<ワークショップの種類（参加必須のもの）>

【学校の管理者等を対象にしたワークショップ】

- Head of School は人事や予算など、学校経営を担う人を対象として、IB の理念や学校内の協働方法などについて学びます。
- Leading the Learning は IB に関する全ての調整実務を担当するコーディネーターの育成を行います。

【教職員を対象にしたワークショップ】

- 教科別のワークショップでは、全ての教科のワークショップが用意されています。自

ら担当する教科のワークショップ（カテゴリー1）を修了すれば、IB 教員の資格を得られます。なお、科目内容が改訂されるごとに各科目において、最新のワークショップを受講した教員が最低1名いる必要があります。参加費に関しては、「第3章 費用」をご覧ください。MYP の場合、最低限参加しなければならないワークショップは以下のとおりです。

ワークショップの種類

ワークショップの種類	対象者	必要となる時期
Head of School	校長・教頭などの学校管理者	候補校申請まで
Leading the Learning (カテゴリー1)	コーディネーターとなる者	確認訪問まで
その他の各科目 (カテゴリー1)	各科目において、最新のワークショップを受講した教員が最低1名必要	確認訪問まで

なお、コーディネーターワークショップや、各科目のワークショップは参加者の経験値に応じて3つのカテゴリーに分かれます。

カテゴリー1	申請を決めた学校向けに、専門的能力や支援を提供するもの。原則として、このワークショップを受講すれば、IB の教育者としての資格が付与される。
カテゴリー2	経験のある IB 教育者向けに、プログラムの実施に焦点を当てたフォーラムを提供するもの。
カテゴリー3	経験のある IB 教育者向けに、専門的な能力を構成・強化するためのフォーラムを提供するもの。また、候補校申請までにアドミニストレーター対象のワークショップを受講しなくてはならない。

<参加手順>

[IBO のホームページ](#)から申込み

○開催地までの交通費・宿泊費は参加者負担

第3章 費用

3-1. MYP 校に係る費用

本章では費用に係る情報を整理します。各プログラムの運用等に係る費用については、常に更新されているため最新の資料を確認してください。

項目
年会費
eAssessment に係る費用
評価訪問費用
ワークショップに係る費用

3-2. 予算措置

IB 校としての予算措置は必要不可欠です。次のことを考慮して予算の準備を行う必要があります。

- 年会費の支払いは、日本の会計年度と一致しないため、考慮が必要な場合がある。特に年度をまたいだ請求があることもあるので要注意。
- 認定に向けては、校長、コーディネーターおよび各教科の教員（各教科最低1名）が、カテゴリー1のワークショップを完了している必要がある。人事異動等でイレギュラーなことがある場合もあるため、計画的に受講すること。
- 認定の際、将来的にどの程度予算措置がされているかについては、確認される場合がある。公立学校等で、原則年度毎の予算要求をする場合には、その手順等を説明し、安定的に予算の確保が可能であることを説明する必要がある。

3-3. 支払い方法

IB への支払いは主に銀行振込です。振込手数料は学校負担となります。また、請求は原則、SGD（シンガポールドル）でされるため、予算は多めに準備しておくことをお勧めします。

ワークショップに関する費用は、クレジットカードでの支払いが可能です。受講者が支払いを行うのではなく、学校が行う場合には、学校（もしくは、校長）名義のクレジットカードを持っておくことで、支払い手数料等を節約することができます。

第4章 カリキュラム編成例

4-1. MYP カリキュラム編成の原則

コンテンツを規定する「シラバス」はない

「一条校で、MYP を実施することは困難ですか？」このような質問をよく受けます。もちろん、年会費等の費用の問題、国内には MYP での学習経験をしたことがある人材が少ないため、人材育成の観点等の様々な問題はあると思いますが、「カリキュラム編成の観点」でいうと、MYP を実施することは困難ではありません。

その主な理由は、MYP には学習内容を規定する「シラバス」が存在しないためです。そのため、各学校では、学習指導要領に示されている学習内容を元に、MYP の概念や Approach to Learning (ATL) スキル、目標と評価の観点等、MYP のカリキュラムのフレームワークをカリキュラム構成に用いることで一条校でもカリキュラムを編成していくことは可能です。すなわち、二兎を追う必要はないのです。

カリキュラム編成上の各教科における最低授業時間数

[IBO のホームページ](#)では、各学年において、各教科に対してそれぞれ最低 50 時間（単位時間は 60 分、すなわち 3,000 分）の授業時間が求められます（「[MYP：原則から実践へ](#)」 p.50）。中学校の学習指導要領上では、多くの科目に対して 70 単位時間以上（単位時間は 50 分、すなわち 3,500 分）が標準時間数として定められているため、学習指導要領上の必要時間を満たしていれば、MYP の最低時間数は満たすこととなります。そのため、多くの科目において、一条校での MYP の実施において、年間のカリキュラムを作成する上で、授業時間に関して特段の配慮をする必要はありません。

カリキュラム編成上、MYP 科目として実施しなければならない科目

MYP Year 2（中学 1 年生に相当）、3（中学 2 年生に相当）では、MYP の 8 つの教科群に示される全ての教科をカリキュラム上編成しなければなりません（「[MYP：原則から実践へ](#)」 p.50）。一方で、MYP Year 4（中学 3 年生に相当）、5（高校 1 年生に相当）では、教科の柔軟な取扱いが許可されており、学校は、言語と文学、言語習得、個人と社会、理科および数学の 5 教科を必ず実施すれば、芸術、デザインあるいは保健体育の少なくとも 1 教科を実施すればよいという原則があります（「[MYP：原則から実践へ](#)」 p.51）。すなわち、中学校学習指導要領上の科目技術・家庭科は、中学校 3 年次の標準時間数が 35 単位時間ですが、カリキュラム上これらの時間数を多く設定し、デザインとしての最低 50 時間を満たす必要はなく、MYP Year 4 および Year 5 でデザインを MYP 科目として登録しないことも可能です。

学際的な単元の実施

MYP 校の生徒は各年次で、2 つ以上の教科にまたがって設計された、「学際的な単元」を 1 つ以上取り組むこととなっています。そして、恐らく、MYP の実施を検討する多くの学校において、カリキュラム編成において不安なことの 1 つがこの「学際的な単元」の実施だだと思います。この学際的な単元の実施について、県立学校 A では、次のような工夫を行ってきました。

実施時期の工夫

MYP を開始した初年度は、科目の組み合わせを決定したのち、当該の科目同士で年間のカリキュラムの中で実施時期を自由に決めて実施していました。しかし、「学際的な単元」の授業の中では、2教科の教員が協働的に授業を実施した方がいいものが多いということを実感し、時間割上柔軟に実施することが難しくなったため、2年目からは、「IDU ウィーク」(Interdisciplinary Unit: 学際的な単元)という特別な日を年間行事予定の中で3日間確保し、その3日間で集中的に「学際的な単元」の授業を実施することにしました。

IDU ウィーク実施の初年度(MYP 実施2年目)は、年度末(3月上旬)に実施したのですが、「学際的な単元」は評価を行う必要があり、その評価も生徒および保護者へ通知する必要があるため、年度末の成績処理に間に合わせるには非常にタイトな日程であるというフィードバックを得ました。そのため、MYP 実施3年目からは、12月に IDU ウィークを実施し、1月上旬に評価および成績処理をしています。

科目の組み合わせの工夫

当該校では、MYP を Year 2 ~Year 5 の4学年で実施しており、また MYP は8教科群からなることから、2科目の組み合わせを4つ作り、各学年で2教科1組からなる「学際的な単元」を実施しています。

また、原則同じ組み合わせで3年間は実施するということを校内の内規としており、担当する学年の「学際的な単元」をブラッシュアップしながら3年間の期間で実施しています。

協働設計の時間の工夫

このような「学際的な単元」の計画、実施、振り返り、評価を実施していく上で協働設計の時間は必要不可欠です。そのため、毎週実施している MYP ミーティング(40分程度)という協働設計の時間や、月1程度校内で行っている IB ミーティング(50分程度)の計画の中に「学際的な単元」の計画、振り返り、評価に関する時間を含め、できるだけ協働設計の時間を計画的に取るよう工夫しています。

このような形での実施は、MYP の学際的な学習の中心を担う「学際的な単元」としては、理想的な方法ではないかもしれませんが、しかし、MYP の原則を捉えた上で、学校の文脈で可能な限りの実践をしていくことも永続的な実施において必要な考え方となります。

4-2. MYP カリキュラムの編成例

①公立学校 A

MYP 実施学年: MYP Year 2 ~Year 5

※Year 5は、4月~12月で実施。

MYP 科目と日本の学習指導要領上の科目の編成例

MYP 科目名	Year 2～3	Year 4	Year 5
言語と文学	国語	国語	言語文化
言語習得	英語	英語	英語コミュニケーション I
個人と社会	社会	社会	歴史総合/地理総合 公共
理科	理科	理科	科学と人間生活
数学	数学	数学	数学 I
芸術	音楽・美術	音楽・美術	—
デザイン	技術・家庭科	(技術・家庭科)	—
保健体育	保健体育	保健体育	保健体育

編成上の工夫

- Year 4 の技術・家庭科は、学習指導要領上の標準時間数が、MYP の時間数（年間 50 時間）を満たさないため、MYP 科目として実施していない。
- Year 5 では、5 教科 + 1 教科以上での実施が必要であるため、5 教科 + 保健体育を MYP として実施している。
- 探究的な授業を実施するため、90 分授業を実施している。
- 単位時間を 90 分とすると、学習指導要領上の標準時間数の少ない技術・家庭科や芸術の授業頻度が著しく少なくなるため、家庭科および技術と音楽および美術を半年で実施することで、授業の頻度を確保している。
- そのようにカリキュラムを編成することにより、同時に学ぶ科目が減り、生徒が各科目において深い学びをすることが可能である。

②私立学校 B

MYP 実施学年：MYP Year 2～Year 4

MYP 科目と日本の学習指導要領上の科目の編成例

MYP 科目名	Year 2～3	Year 4	Year 5（該当せず）
言語と文学	国語	国語	
言語習得	英語	英語	
個人と社会	社会	社会	
理科	理科	理科	
数学	数学	数学	
芸術	音楽・美術	—	
デザイン	技術・家庭科	—	
保健体育	保健体育	保健体育	

編成上の工夫

- 一部同教科内で IB 科目と非 IB 科目を設定して対応している。学力推移調査など外部試験にも対応できるようにしている。しかし、探究的な取組を意識するという趣旨は共通しており、焦点の当て方を教科内であえて分けることで学習の効率性を高めている。
- 本校では MYP は Year 4 で終了し、その後 DP への自然な移行は想定されていない。あくまで MYP での学習は MYP で完結するものとし、そこで獲得した探究的姿勢を後の大学受験に向けた学習一般の中で活用していくことを主旨としている。

③私立学校 C

MYP 実施学年：MYP Year 2～Year 5 ※ Year 5 は、4月～12月で実施。

MYP 科目と日本の学習指導要領上の科目の編成例

MYP 科目名	Year 2～3	Year 4	Year 5
言語と文学	国語 and/or 英語	国語 and/or 英語	現代の国語 と 言語文化 and/or 英語
言語習得	英語 or 日本語 or 履修なし	英語 or 日本語 or 履修なし	英語コミュニケーション I or 日本語 or 履修なし
個人と社会	社会	社会	歴史総合 and 地理総合
理科	理科	理科	化学基礎 and 科学と人間生活
数学	数学	数学	数学 I
芸術	音楽 and 美術	音楽 and 美術	音楽 or 美術
デザイン	技術 and 家庭科	技術 and 家庭科	—
保健体育	保健体育	保健体育	—

編成上の工夫

- 英語能力が「言語の習得」のフェーズ（MYP における言語習得の段階）5～6の水準を超えている生徒は、英語で行われる「言語と文学」を履修する。
- 外国人生徒または帰国子女で、必要と判断された場合は、特別の教育課程として日本語の言語の習得を履修する。
- 言語科目は、2つの「言語と文学」または、1つの「言語と文学」と1つの「言語の習得」を履修する必要がある（2つの言語の習得は不可）ため、多くの生徒は日本語で「言語と文学」、英語を「言語の習得」を履修し、一部の生徒が両言語で言語と文学、または英語で言語と文学、日本語で言語の習得を履修している。
- Year 5 は DP への接続を考え、芸術を加えた 6 教科を MYP として実施している。情報と家庭科、並びに保健体育は、内容や課題の総量に柔軟に対応するため非 MYP 科目として実施している。
- MYP Year 5 を履修した生徒が全て DP を履修するため、Year 5 は 4月～12月末で MYP

の実施要件を網羅している。1月以降はDPのカリキュラムを開始する。

4-3. 年間指導計画の作成

年間指導計画の作成については、「教科の概要」として『MYP：原則から実践へ』（p. 59, 60）に記載されています。加えて、各教科の指導の手引きには、各教科の年間指導計画を作成する上で留意すべき事項が記載されています。

「MYP：原則から実践へ」（p. 59）には、年間指導計画のフレームワークの例として、次のものが示されています。

単元 タイトル	重要概念	関連概念	グローバルな文脈	探究 テーマ	MYP 教科の 目標	ATL スキル	内容 (トピック、 知識、技能)

県立学校Aでは、次の図のように、上記の内容を縦軸に教科ごとに配置し、横軸には、4月から3月までの週をWeek 1～40（週数は年による）を配置した年間指導計画を学年ごとに作成しています。

		Week 1	Week 2	Week 3	…	Week40
数 学	単元名	1次関数				
	重要概念	関係性				
	関連概念	変化				
	グローバルな文脈	科学的技術の革新				
	ATL	批判的思考スキル				
	評価課題			レポート		
	目標（評価規準）			B・C		

- 教科の教員の視点から見て、各教科がどの時期にどのような内容、概念、ATL等を扱っているかわかりやすいため、教科横断的な指導のアプローチが生まれやすい。
- 定期考査をしていないため、評価カレンダーとして活用することができ、生徒にとって課題の負担等が集中しすぎないよう、MYPコーディネーターが調整可能である。時期を定めることにより、実施中の変更が加わることになるが、この変更に関してもMYPコーディネーターと相談しながら進めることにより、MYPコーディネーターがカリキュラム運用の中心的な役割を担うことにもつながる。

第5章 学内外コミュニティとの連携

5-1. IBが捉える3層のコミュニティ

『プログラムの基準と実践要綱』(IBO, 2022)において、コミュニティに関する事項は多岐に渡ります。以下は、IBによるコミュニティの分類と定義です。

学習コミュニティ	学校での学習と指導にかかわる全員を指し、生徒とその家族、学校のスタッフ、および生徒と教師にとってのその他の重要な学習源が含まれます。
学校コミュニティ	生徒、保護者、教師および教師以外のスタッフ、教育的リーダーシップチーム、統括組織、および学校の運営と統括に影響をおよぼす外部機関。
幅広いコミュニティ	学校コミュニティに影響を及ぼす、またはそれから影響を受ける人々と団体。直接的な関与の有無は問わない。地元企業、議会、政府機関、市民団体などが該当します。より広いコミュニティには、仮想的な(ネットワーク上の)団体や地元以外の団体を含む場合もあります。

『プログラムの基準と実践要綱』(IBO, 2022, p. 27)

5-2. 関連するプログラムの基準と実践要綱の項目

IB校は、IBの使命や学習者像、国際的な視点を共有し、コミュニティ全体で国際教育としての価値を理解し、深めていくことが求められます。具体的には、生徒や保護者、地域・社会に各プログラムの特徴、実施方針や方法、それぞれの役割の権利と責任を周知し、プログラムの発展に貢献できる機会を設けます。さらに、学校は幅広い外部コミュニティと連携し、生徒の学びを広げ、活動や振り返りを通じて生徒が主体的に成長できる環境を提供します。特にMYPにおいては、普段の授業に加え、行動としての奉仕、MYPプロジェクトなどの場面で、学校内外のコミュニティとの連携がとても重要になります。(目的 3.1、リーダーシップ 4.4、生徒のサポート 5.1、5.2、文化 2.3、3.2、4.4、5.3、6.2、一貫したカリキュラム 3.3、3.5、生涯学習者としての生徒 5.2、7.2、評価方法 2.3、など)

5-3. 学校の実践事例

以下に、取り組みの一部を紹介します。

<保護者>

2022、2023年度は、保護者を対象にした全10回のIBに関する勉強会を毎月1回、ハイブリッド形式(対面参加は最大50名)で平日に開催し、MYPコーディネーターやDPコーディネーター、教務主任のほか、各教員が具体的な事例の共有とともに「MYP: 原則から実践へ」の項目を扱いました。2024年度は頻度を下げ、父親向けの勉強会を休日開催で試みました。MYPの指導方法(Approaches to Teaching)や大学入試改革の現状は、国内の教育改革やIB教育を理解する視座となっていただけではないようです。

<学外コミュニティ>

行動としての奉仕活動やコミュニティプロジェクト、パーソナルプロジェクトでは、生徒個人が各コミュニティに出向き、ニーズの調査や活動を行っています。その際、生徒は校長名義の依頼文を持参し、学校が正式に行っている教育活動であることを示しながら、協力をお願いしています。また、各教科や学際的な単元、特別活動における校外学習や外部講師の招聘などで地域との連携活動を実施しています。

第6章 リソース

6-1. リソースとは

学習環境を整える上で、どのようなリソースを扱うかは言うまでもなく非常に重要です。IBO は MYP の実践においてリソースについては以下の通りです。

教師は、入手できるリソースを探し、単元で他にどのようなリソースが必要となるかを考える必要があります。考慮すべき重要なリソースには以下のものがあります。

- ・ 指導教材と学習環境におけるテクノロジー
- ・ 教科書およびその他の文書教材や視覚教材
- ・ 企業や非営利組織によって開発された指導教材
- ・ 教育的ゲームやシミュレーション
- ・ 補助教材や操作
- ・ 教室の枠をこえた学習環境
- ・ 生徒の多様な言語と文化
- ・ 学校やコミュニティにおける家族、専門家、その他の主な情報源
- ・ 学校、大学、コミュニティの図書館
- ・ インターネットを含めたデジタルリソース

『原則から実践へ』（IBO, 2014, p. 180）

このリソースの使用については IBO が公表している『プログラムの基準と実践要綱』の「文化」の章でも述べられており、学校は「公平かつ妥当な評価のために、適切な補助教材、リソース、およびプロセスが使用されることを確認」しなければなりません。『プログラムの基準と実践要綱』（IBO, 2018, p. 13）これらのことから分かるように、IBO はリソースを厳密には規定していませんが、MYP の学習に資するものを学校がリソースとして適切に準備・使用することを求めています。

6-2. リソースの選び方

上述の通り様々なリソースが使用可能ですが MYP において「これを扱わないといけない」というものは基本的にはありません。つまり、概念を中心とした探究活動、ひいては総括的評価課題を適切に行えるものであればどのようなものも対象になり得るということです。これは学校が全く新しいものを独自に開発しなければならないということではなく、例えば教科書を従来通り中心に扱うことも可能です。

ただ、MYP の探究においては教科書の内容に限定されるものではないということは念頭に置く必要があります。MYP における単元の組み方としては、

- | |
|---------------------------------|
| 1) 探究概念の設定（重要概念/関連概念） |
| 2) グローバルな文脈の設定 |
| 3) 探究テーマの設定（重要概念＋関連概念＋グローバルな文脈） |

4) 総括的評価課題の設定
5) 上記の単元学習に堪える、リソースの選定

上記のように探究する概念を含むテーマが前提になっています。実践上の観点からは、教科書から入ることもありますが基本的には上記の流れに沿った単元設定になるでしょう。そのため、「どのような探究をするか」ということを念頭に置く必要があり、各学校のシラバスと相談する必要があります。

6-3. 教科書をどう使えるか

では、教科書はどのように使えるのでしょうか。例えばとある国語科の教科書には、以下のような学習内容が表でまとめられています。

要素	説明
構造と内容	中心的な部分と付加的な部分を捉える。
場面や登場人物	場面の展開や登場人物の相互関係、心情の変化などを捉える。
情報の整理	場面と場面や場面と描写などを結び付ける。
表現の効果	構成や展開など、表現上の効果について特定する。

ここに出ている要素の文言は、そのまま探究テーマに使うことが可能です。「表現の効果」について考える上で、読者と作者という関係性を考える単元を作ることもできます。最初の段階では小学校とのつながりで「構造」なども使いやすいでしょう。文章構成や構造については既に小学校で行っていると期待されますので、その延長線上で改めて概念に焦点を当てて学習することも可能です。MYP という異質に思えるプログラムも、紐解いてみると既存の教科書が十分に用いることができるものであり、決して学習指導要領から外れるものではありません。むしろ、積極的に用いることで豊かな授業実践を行うことができると言えます。

6-4. 実践例

実際の単元設定として次のような内容が想定できます。参考までにご覧ください。

重要概念	関連概念	グローバルな文脈
創造性	登場人物/設定	空間的時的位置づけ
探究テーマ		
創造性は物語の設定の中に見られ、時代や場所によって変わる。		
探究の問い		

Factual inquiry	創造性とは何か/登場人物とは何か
Conceptual inquiry	なぜ物語によって様々な登場人物がいるのか 時代や場所が異なる物語をどのように理解できるのか
Debatable inquiry	物語を読むことに価値はあるのか

第7章 評価

7-1. 評価とは

『原則から実践へ』では「評価」のページで以下のように述べています。

評価はすべての学習と指導に不可欠です。MYP の評価では、教師はプログラムの各学年においてそれぞれの教科の評価規準を用いて規定の目標を評価します。最も高い到達度に達する機会を生徒に与えるため、教師はさまざまな評価方法を用いた厳格な課題を作成します。

『原則から実践へ』(IBO, 2014, p. 91)

また、評価の目的としては、

- ・学習プロセスでフィードバックを行うことにより生徒の学習を支援・奨励します
- ・指導プロセスを報告し、向上させ、改良します
- ・「パーソナルプロジェクト」や学際的単元の評価などにおいて、教科を横断したスキルを転移する機会を生徒に提示します
- ・学習に対する生徒の前向きな態度を奨励します
- ・実社会の文脈に基づいた探究において生徒をサポートし、科目の内容の深い理解を促します
- ・批判的、創造的思考スキルの発達を促します
- ・多様な文化的、言語的状況での評価を可能にすることにより、プログラムの国際的な視野を反映します
- ・生徒の全体的な発達を重視するというモデル原則を取り入れることにより、プログラムの全人的な特質を具現化します

『原則から実践へ』(IBO, 2014, p. 94)

と明示しています。教育において評価は学習内容と共に学習の方向性を裏付けるものであり、極めて重要な意味付けがされています。様々な理論やそれに基づく評価の仕方があり、個々の教員によっても取り組み方は異なりますが、MYP を実践していく上ではあくまで IBO が指定する評価の枠組みにそって評価が行われる必要があります。

7-2. MYP における評価

MYP においては、各教科に A から D の評価規準が定められており、Year 1 (小学6年生に相当) から 5 (高校1年生に相当) まで同じ評価規準が用いられます。但し、評価の内容は常に固定ではなく、年次によって細部が異なります。例えば Year 1 と 2、Year 3 と 4 でそれぞれ同じ文言が使われ、学年をまたいで同じ文言の評価規準で評価が行われます。

この際、Year 1 と 2 における評価として文言は同じでも、実際に要求する到達度を固定する必要はありません。

例えば、「言語と文学」における評価規準 A「分析」の「i」では、最高到達点として「テキストの重要な側面に関して鋭い認識と意見を示す」ことを規準としています。例え

ばこの「テキストの重要な側面」にはどのようなものがあるのかについて、小学6年生と中学1年生では理解できる幅も異なる訳ですから、その期待値に合わせて実際にはどの程度まで到達するべきかを個々の担当教員が判断し、柔軟に評価規準を運用していく必要があります。教員は教科の専門として、適切な判断を下すことが求められるということです。

各教科の MYP 評価規準

	A	B	C	D
言語と文学	分析	構成	創作	言語の使用
言語の習得	聞くこと	読むこと	話すこと	書くこと
個人と社会	知識と理解	調査探究	コミュニケーション	批判的思考 <small>クリティカルシンキング</small>
理科	知識と理解	探究とデザイン	手法と評価	科学的影響の振り返り
数学	知識と理解	パターンの探究	コミュニケーション	実生活への応用
芸術	調査	発展	創作・実演	評価
保健体育	知識と理解	活動の計画	応用と実践	活動の振り返りと改善
デザイン	探究と分析	アイデアの発展	課題解決	評価
コミュニティープロジェクト	調査探究	計画	行動	振り返り
パーソナルプロジェクト	計画	スキルの応用	振り返り	
学際的単元	評価	統合	振り返り	

『原則から実践へ』（IBO, 2022, p. 104）

7-3. 評価とルーブリック

上述した評価規準を用いるのは総括的評価課題＝サマティブアセスメントであり、単元における学習の到達度を測るものでもあります。第6章でも「単元の組み方」について説明しましたが、常に単元は総括的評価課題と密接に結びついています。設定された探究テーマの理解を測るのが総括的評価課題であり、生徒一人一人の正式な成績を算出する上で極めて重要な役割を果たします。総括的評価課題と結びついていない探究テーマはなく、もし探究テーマとのつながりが希薄であるのであれば、それは総括的評価課題として不適格ということです。単元の設定は探究する概念から始まりますが、単元の中に探究テーマも総括的評価課題も構成要素として含まれていることに注意してください。

なお、総括的評価課題に似たものとして形成的評価課題＝フォーマティブアセスメントというものがあります。こちらは探究テーマの学習到達度を測る総括的評価課題とは異なる

り、学習の途中で継続的に行われるモニタリングを指しています。

例えば 1,000 字のレポート課題を課したとして、いきなり完成を期するのは困難であるため概要を書かせて提出させたとします。その際に、担当教員が当該生徒が最終到達点への道中のどこに位置しているかを把握し更なる学習に向けて適切なフィードバックを与えることは、学習上非常に効果的な手法です。この時のフィードバックが形成的評価に相当します。先述した「継続的に行われるモニタリング」とはこのことです。従ってあくまで学習の途中のモニタリングであるが故に、IB の評価の対象にはなりません。対象となるのは総括的評価課題です。

なお、評価をする上で複数の担当者で一つの学年の授業を担当する場合は、評価が公正に行われるように注意しなければならず、教員間における積極的な情報共有が必要です。採点前、採点后など評価の擦り合わせ、ひいては公正な評価を行えるような環境作りが学校に求められます。

7-4. 評価における注意点

評価をしていく上で、注意が必要なこととして「ストランド(注：評価規準を構成する下位の要素・観点)」と「概念」などの設定があります。MYP においては、必ず評価規準の各ストランドを年に最低2回ずつ評価する必要があります。どの評価規準をどの総括的評価課題にあてがうか、またどの程度のストランドを設定するかは担当者によりますが、年間を通して必ず全てのストランドを2回ずつ以上評価するように計画立てを行う必要があります。

なお、ストランドのように「重要概念」などには扱わなければならない回数が設定されています。

第8章 認定後に必要なプロセス

8-1. 認定後のステップ

認定プロセスの概要

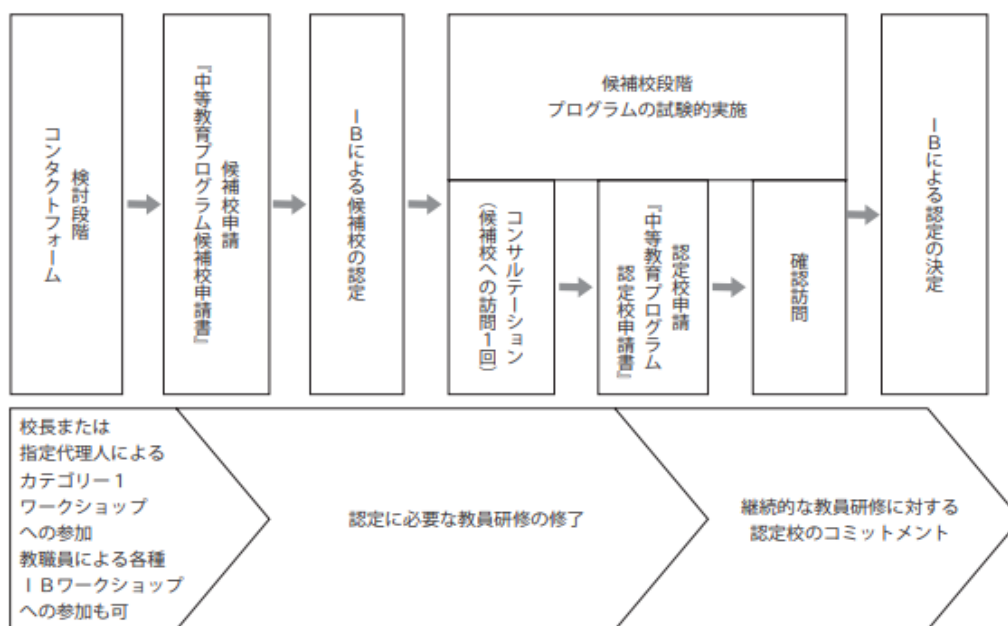


図1
認定プロセスの各段階

『MYP：学校のための認定ガイド』（IBO, 2016, p. 2）

確認訪問を終え、正式な IB World School として認定された後は、各学校の環境に合わせた実践環境を整えていくことになります。MYP を本格的に実践していく上で、IBO から求められる要件を各学校で満たしながらどのように実践を発展させるかを考えることが必要となり、各学校の独自性と具体的なプランニングが試されます。

8-2. IBO 『プログラムの基準と実践要綱』

MYP の実践において規模に応じて細かく要件が規定されていますが、学校運営の規模の要件は『プログラムの基準と実践要綱』に記載されており、大きく分けると以下の4つに分類されます。これらは「要件」であり、常に満たされなければならないことに注意してください。

重要な使命の共有	
必要不可欠な構造、システム、およびリソースの提供	
肯定的な学校文化の創造	
効果的な教育の保証	

『プログラムの基準と実践要綱』（IBO, 2022, p. 3）

8-3. 計画・実践と分析・振り返り

ただし、MYP は本来日本の学校文化を踏まえて作られたものではないため、どうしても達成が容易ではないこともあるはず。それを踏まえ、実施要件を満たしてより発展させていくためには、

・現時点の学校環境の把握
・今後のプログラム開発の計画立て
・実践
・振り返り

が必要です。例えば、下記のような問いかけが可能でしょう。

・学校のコミュニティが「IBの学習者像」を認識するためには、何が効果的か
・学校は、児童生徒のニーズを満たすようなやり方で学習環境を整えられているか
・学校は、IBが定めた方針との関係性を考慮しながら、各プロセスを実施できているか
・学校は、児童生徒が学習を教科横断的・縦断的に結びつけられるようにカリキュラムを整備しているか

学校の機密情報などもあるため全てではありませんが、「どのような方向性に向かって、どのようなことをしているのか」はコーディネーターを含めた一部の教員だけでなく、教員・生徒・保護者などを含めた「学校コミュニティ」全体で共有していかなければなりません。これは見過ごされやすい点なので、注意が必要です。あくまでプログラムは教員など学校教育の運営側だけのものではなく、「学校コミュニティ」全体で実践していくものであるという認識を持たなければいけません。IBOが認定するのはコースではなく学校なので、コースがIBと非IBで分かれていたとしても、学校コミュニティがIBのことについて共通理解を示していることが求められることは忘れてはいけません。

8-4. 評価訪問

認定されてから5年後に、「評価訪問」という IBO による MYP 実践に対するモニタリングが行われます。これは、前述の『プログラムの基準と実践要綱』に沿って各学校が MYP の実践を行っているかを評価訪問チームが実地またはオンラインにて確認し、今後の発展に向けて助言を与えるものです。ここで焦点となるのが、各学校が

どのような方針で、
どのようにプログラムの開発を行ってきており、
どのような改善が考えられるか

ということを、評価訪問チームと学校が協働して考えていくこととなります。この際、教員だけでなく「学校コミュニティ」もそのプロセスに参加するため、日頃から「学校コミュニティ」内で情報共有など定期的に行われている必要があります。評価訪問が終わると、評価訪問チームより報告書が渡され、それを基に更なるプログラムの開発が期待されます。以下はプログラムの開発を大まかに示した一例です。

力を入れていること	探究ベースの学習と受験指導の両立化/教職員の理解の底上げ
プログラム開発の課題	ATL スキルの徹底/教員の協働環境の改善
評価訪問の結果	個々の学習環境はよいが、探究と評価の結びつきに改善の余地あり
今後の方針	横断的・縦断的な学習環境の見直し

第9章 情報収集の仕方

どのプログラムにおいても、IB を実施する上で情報収集は欠かせません。認定校・候補校の数は増えてきていますが依然として数は少なく、例えば運営上の相談や教科実践例というガイドにのっている情報以上のことなどプログラムの発展には欠かせないものが多いです。より具体的な事例についての情報収集は下記のリンクを始めとし、コーディネーターや教員、あるいは学校単位で外部との情報交換を積極的に行う必要があります。是非学校の置かれた状況を踏まえて情報共有の場を拡充するようにしてください。以下は参考までに記載します。

IB 情報の共有における一例	
文部科学省 IB 教育推進コンソーシアム	https://ibconsortium.mext.go.jp/
日本における IB 教育に係る情報を発信しているポータルサイトです。	
IBO の問い合わせ先	support@ibo.org
上記アドレスまでお問い合わせください。	
IBO ホームページ	Resources for schools in Japan - International Baccalaureate®
IB に関する日本語資料を掲載している IBO 公式ホームページです。	
IB Association of Japan (IBAJ)	https://ibaj.or.jp/ja/about/
日本 IB 校連盟のサイトで、日本の IB 校のネットワークです。	

【筆者】

岩瀬 丈	昌平中学・高等学校
Bradley Semans	さいたま市立大宮国際中等教育学校
高松 森一郎	ぐんま国際アカデミー中高等部
古市 吉洋	広島県立広島叡智学園中学校・高等学校